

議案第 9 号

大牟田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市市税条例の一部を改正する条例

大牟田市市税条例（昭和 2 5 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 1 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 2 6 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 8 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 8 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 8 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 8 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 8 条の 3 の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 4 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「申出書」を「当該書類」に改め、「限る」の次に「。以下固定資産税及び都市計画税について同じ」を加える。

第 4 1 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「（申出書を提出する者の個人番号に限る。）」を削る。

第 5 1 条第 2 項第 1 号中「（申請書を提出する者の個人番号に限る。）」を削る。

第 5 2 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 2 条の 3 第 1 項第 1 号中「（申告書を提出する者の個人番号に限る。）」を削る。

第 1 1 4 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 1 2 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 5, 0 0 0 円」を「3 0 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

付則第 1 0 条の 3 第 1 項第 1 号中「（申告書を提出する者の個人番号に限る。以下この条において同じ。）」を削る。

付則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 7 0 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 7 0 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 7 1 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 7 2 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 7 0 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加

熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 2 0 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0. 1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 7 1 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 7 1 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 6 条の 2、第 2 8 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 8 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 8 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに付則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 付則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び付則第 4 条の規定

令和 8 年 4 月 1 日

- (3) 第 11 条及び第 11 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 改正後の大牟田市市税条例（以下「新条例」という。）第 11 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 26 条の 2 及び第 28 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 28 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第 28 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、付則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 28 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 28 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき改正前の大牟田市市税条例（以下「旧条例」という。）第 28 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 28 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 28 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大牟田市市税条例第70条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第72条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 大牟田市市税条例第72条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、特定親族特別控除の創設に伴う個人市民税の所得控除等の規定の整備、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の新設並びに国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しを行うとともに、その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。